

飼料自給率向上特別プロジェクトについて

平成18年2月

農林水産省生産局畜産部

「飼料自給率向上特別プロジェクト」について

(平成17年5月12日発足)

1. 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、国、都道府県、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体等が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって、「飼料自給率向上に向けた行動計画(以下「行動計画」)」を策定、実行、点検する「飼料自給率特別プロジェクト」を発足する。
2. 上記関係者及び有識者を構成員とする「飼料自給率向上戦略会議」(以下「戦略会議」)において、「行動計画」の策定等を行い、関係者一体となった計画的な取組を推進。
3. 農林水産省、農業団体、都道府県等は、戦略会議の決定を踏まえ、それぞれの責任と取組方針を確認。
4. 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を定期的開催。

飼料自給率向上戦略会議

飼料自給率向上のため、関係者が一体となって行動計画を策定、実行、点検

農業団体戦略会議

農林水産省戦略会議

都道府県戦略会議

飼料自給率向上のため、省内の関係局庁が連携して行う取組を決定

全国飼料増産行動会議

戦略会議の下、自給飼料増産のため、関係団体、都道府県と一体となった具体的な取組を推進

全国食品残さ飼料化行動会議

戦略会議の下、食品残さの飼料化推進のため、関係団体、都道府県と一体となった具体的な取組を推進

役割を明確にするため、「主体」ごとに戦略会議を置く

飼料自給率向上のため、農業団体がそれぞれ、あるいは連携して行う取組を決定、推進

機動的に行動するため個別の「行動会議」をおく

飼料自給率向上のため、都道府県がそれぞれ、あるいは連携して行う取組を決定、推進

農林水産省飼料自給率向上戦略会議の設置について

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現を図るためには、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等の関係者が、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

また、飼料自給率向上のためには、農地の集積や森林資源の利活用方策、飼料作物新品種や関連機械の開発、食品残さの飼料化技術の開発・普及等の取組も重要であり、これらの課題解決に向けて総合的に対処していく必要がある。

このため、農林水産省に農林水産省飼料自給率向上戦略会議（以下「省内戦略会議」という。）を設置し、飼料自給率目標の達成に向け、全省を挙げ取組を推進することとする。

2 構成

(1) 省内戦略会議は、以下をもって構成する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議員を追加することができる。

議長：(参) 農林水産大臣政務官

議長補佐：生産局長

会議員：総括審議官

技術総括審議官

総合食料局長

消費・安全局長

経営局長

農村振興局長

農林水産技術会議事務局長

林野庁長官

(2) 省内戦略会議の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、幹事を追加することができる。

幹事長：生産局畜産部長

副幹事長：生産局畜産部畜産振興課長

幹 事	：大臣官房	企画評価課長
		環境政策課長
	総合食料局	食料企画課長
		流通課長
		食品産業企画課長
		食品産業振興課長
	消費・安全局	畜水産安全管理課長
		消費者情報官
	生産局	農産振興課長
		畜産部畜産企画課長
	経営局	構造改善課長
		普及・女性課長
	農村振興局	企画部農村政策課長
		整備部設計課長
	農林水産技術会議事務局	研究開発課長
		地域研究課長
	林野庁	林政部木材課長
		森林整備部計画課長

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた農林水産省行動計画（以下「省内行動計画」という。）の策定
- (2) 省内行動計画に基づく取組の促進
- (3) 省内行動計画に基づく取組状況についての点検・検証
- (4) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局（庶務）は、生産局畜産部畜産振興課において行う。

5 その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

（平成18年2月現在）

飼料自給率向上戦略会議設置要領

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現には、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等の関係者が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

このため、これら関係者から構成される飼料自給率向上戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設立し、飼料自給率向上に向け、役割分担を踏まえた関係者ごとの具体的な内容やその取組の目標を示した「飼料自給率向上に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）を毎年作成し、関係者一体となった計画的な取組を推進することとする。

2 構成・運営等

- (1) 戦略会議は、農林水産省が主催するものとし、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体及び有識者を構成員とする（別紙）。
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- (3) 戦略会議の下に、分野ごと（農林水産省、農業団体、都道府県等）の戦略会議を設置し、行動計画の具体的取組を推進する。
- (4) 行動計画の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、「全国飼料増産行動会議」及び「全国食品残さ飼料化行動会議」を設置し、専門的見地からの具体的取組を推進する。これらの会議の構成員・運営等については、別途、農林水産省が定めるものとする。

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた行動計画の策定
- (2) 行動計画に基づく取組の促進
- (3) 行動計画に基づく取組状況についての点検・検証
- (4) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局（庶務）は、農林水産省生産局畜産部畜産振興課において行う。

5 その他

- (1) 食料自給率目標実現のために設置される「食料自給率向上協議会」と連携を密にし活動する。
- (2) その他会議の運営等に関し必要な事項は、農林水産省が定める。

○構成員

全国畜産課長会会長

やまぐち こうし
山口 幸志

生産者（酪農家）

いま かつえ
今 克枝

生産者（養豚農家）

しざわ まさる
志澤 勝

全国農業協同組合中央会会長

みやた いさむ
宮田 勇

（財）食品産業センター会長

もぎ ゆうさぶろう
茂木 友三郎

（財）食品流通構造改善促進機構会長

ばば くまお
馬場 久萬男

（社）日本有機資源協会会長

くまざわ きくお
熊澤 喜久雄

（社）日本草地畜産種子協会会長

あさの くろうじ
浅野 九郎治

（社）配合飼料供給安定機構理事長

のさき おさむ
野崎 修

協同組合日本飼料工業会会長

ひらの ひろし
平野 宏

消費科学連合会会長

おおき みちこ
大木 美智子

日本大学生物資源科学部教授

あべ あきら
阿部 亮

ジャーナリスト

ますだ あつこ
増田 淳子（株）セブン・イレブン・ジャパン
環境推進部総括マネージャーやまぐち ひでかず
山口 秀和

霧島高原ビール（株）代表取締役

やまもと まさひろ
山元 正博

農林水産省飼料自給率向上戦略会議議長

こせひら としふみ
小斉平 敏文

// 議長補佐

にしかわ こういち
西川 孝一

// 幹事会幹事長

まちだ かつひろ
町田 勝弘

// 幹事会副幹事長

ひめだ たかし
姫田 尚

(平成18年1月現在)